○内閣府告示第四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮崎県東臼杵郡門川町

二　構造改革特別区域の名称　門川どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　宮崎県東臼杵郡門川町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十三年内閣府告示第二十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十五年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　つくば市

二　構造改革特別区域の名称　つくばモビリティロボット実験特区

三　構造改革特別区域の範囲　つくば市の区域の一部（つくばセンターエリア及びつくば研究学園エリア）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業（一〇五（一〇六・一〇七）・一二二）

○内閣府告示第五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十五年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　愛知県知多郡阿久比町

二　構造改革特別区域の名称　子どもが健康で輝きながら育つ給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　愛知県知多郡阿久比町の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十一年内閣府告示第三百七十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十五年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熊本県及び阿蘇市並びに熊本県阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村並びに上益城郡山都町

二　構造改革特別区域の名称　阿蘇カルデラツーリズム推進特区

三　構造改革特別区域の範囲　阿蘇市並びに熊本県阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村の全域並びに上益城郡山都町の一部（旧蘇陽町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））及び特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十六年内閣府告示第二百八十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十五年三月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　雲南市

二　構造改革特別区域の名称　雲南市子育てわんぱく特区

三　構造改革特別区域の範囲　雲南市の区域の一部（旧加茂町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　柏市

二　地域再生計画の名称　柏市豊四季台地域のモデルプロジェクト（長寿社会のまちづくり）

三　地域再生計画の区域の範囲　柏市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　特定地域再生事業費補助金（四の六）

○内閣府告示第五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　滋賀県蒲生郡日野町

二　地域再生計画の名称　近江日野　三方よしの人づくり　農山村（ふるさと）活力再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　滋賀県蒲生郡日野町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　特定地域再生事業費補助金（四の六）

○内閣府告示第五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　笠岡市

二　地域再生計画の名称　地域コミュニティネットワーク再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　笠岡市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　特定地域再生事業費補助金（四の六）

○内閣府告示第五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百三十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福井県

二　地域再生計画の名称　ふくい原子力・地域産業共生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　福井県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（四の五②）及び地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成（四の六）